

令和6年度 第1回河南町特別職報酬等審議会議事録（要旨）

日 時 令和6年5月1日（水） 午後2時から

場 所 河南町役場4階 大会議室

出席者 古川成吉会長、前田淑子委員、石原佑也委員、村元保男委員、吉岡賀子委員

事務局 総務部 多村部長、人事財政課 後藤課長、佐々木課長補佐

【議事内容】

事務局 定刻となりましたので審議会を始めさせていただきます。本日はお忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から令和6年度第1回特別職報酬等審議会を開催させていただきます。

始めに事務局から今回の会議で使用します、議事録作成についてご説明させていただきます。

音声データを文字に起こすシステムですので、発言の際には気持ち大きな声で話していただきますようお願いします。

なお、委員の皆様の委嘱状につきましては、資料とともに机の上に置かせていただいていますので、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、ここで、町長から皆様にごあいさつがございます。よろしくお願いいたします。

町長 皆さんこんにちは。

今日は雨で足元の悪いところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。皆様方には日頃から本町行政に何かとお世話になっております。

この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

私事ですけれども、3月に町長選挙がありまして、2期目ということで、今2期目が始まりました。

2期目の初めにあたっては、初心に返って、4年間精一杯努めて参りたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたしますと思います。

本日特別職報酬等審議会にお集まりいただいたその理由ですけれども、1期目で私の報酬の減額の期間が終わったと。

2期目は、町長、それから副町長、そして教育長の報酬の額について、適正であるかどうか、適正な価格をご審議いただき、ご答申いただければと思ひまして、本日、この会議を開かせていただきました。

適正な水準というのは、どういうところにあるかというご審議いただくということで、よろしくお願いいたしますと思います。

皆様方におかれましては、報酬等審議会でご審議いただいて、適正な価格を出し

ていただきますようお願い申し上げます、簡単でございますけれども、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。

まずはじめに、第1回目の審議会でありますので、委員の皆様をご紹介します。

自治振興委員会・区長会会長 古川 成吉（ふるかわ しげよし）様です。

社会福祉法人カナン理事 本部長 前田 淑子（まえだ よしこ）様です。

道の駅「かなん」駅長 石原 佑也（いしはら ゆうや）様です。

富田林商工会会長 村元 保男（むらもと やすお）様です。

民生委員児童委員協議会会長 吉岡 賀子（よしおか よりこ）様です。

引き続きまして、事務局を紹介させていただきます。

総務部長の多村でございます。

人事財政課長の後藤でございます。

そして私は、人事財政課の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ここで審議に入ります前に、河南町特別職報酬等審議会条例について、ご説明申しあげます。資料8をお開きください。

本条例は、昭和43年に制定されたもので、審議会の設置、委員、会長、会議などについて規定しております。

第1条は、審議会の設置について、でございます、町長の諮問に応じて、議員報酬等の額について審査するため、地方自治法の規定により河南町特別職報酬等審議会を置くとなっております。

第2条は審議会の所掌事務が規定されています。町長は議会の議員報酬の額並びに、町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について、審議会の意見を聞くとなっております。

次に、第3条でございますが、審議会は委員5人で組織するとなっております。

次に、第4条は審議会の会長について規定しております。会長は、委員の互選で選出していただきます。

次に、第5条でございますが、会議について規定しております。会議は会長が招集し、委員の過半数の出席がなければ開くことができないと規定しております。以上が、本審議会条例の概要でございます。

なお、本審議会の議事内容を後日、事務局でまとめさせていただきますが、これ

は情報公開の対象となりますことを申し添えさせていただきます。

事務局 それでは、これから会議を始めさせていただきますが、本日は、第1回目でございますので、会長の選出をお願いいたします。審議会条例第4条第1項の規定に基づき互選により会長を選任させていただきたいのですが、会長の選任につきましてどなたかご意見ございませんか。

委員 前回、区長会会長の古川さんをお願いしてたんですけど、同じく古川さんをお願いできたらなと思うんですけども、どうですか。

事務局 他にございませんか。
他に無いようでございますので、会長は古川委員をお願いするということで、ご異議ございませんか。

異議なしの声

事務局 ありがとうございます。 会長は古川委員に決定させていただきます。
それでは、古川会長、会長席へ移動お願いいたします。

会長 ご指名をいただきましたので、誠にいたらぬ者ではございますが、会長の職を務めさせていただきます。皆様のご協力を得て、円滑に会議を進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、森田町長から、特別職の報酬等の額について諮問をしていただきます。

河南町人第4号、令和6年5月1日。

河南町特別職報酬等審議会会長、古川成吉様、河南町長、特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について、諮問。

町長、副町長及び教育長の給料の額について、諸般の情勢から検討の必要があると思料いたしますので、河南町特別職報酬等審議会条例に基づき、当審議会の意見を求めます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長 はい、審議いたします。

事務局 ここで、町長は他の公務がございますので退席させていただきます。

町長 よろしく申し上げます。

事務局 町長からの諮問書の写しを皆様にお配りします。
それでは、規定によりまして以降の議事進行につきましては、古川会長にお願いいたします。
会長、よろしく申し上げます。

会長 それでは、会議次第の 6、資料説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

資料 1 をご覧ください。

こちらの資料は、特別職報酬の改定経過でありまして、町長、副町長及び教育長のこれまでの報酬の改定状況を記載しています。

現在、条例の本則の額は、表の上から 4 番目になりますが、平成 5 年 4 月 1 日に施行されたもので、町長の給料は 840,000 円、その右側、副町長は 700,000 円、教育長は 670,000 円となっています。

続いてその下になりますが、平成 13 年 4 月 1 日の審議会では、据え置きという形になっております。

その後、平成 15 年 12 月 1 日に、審議会には諮っておりませんが、町長が 5%、副町長・教育長が 3%それぞれカットしています。

平成 19 年 1 月 1 日には、審議会の答申をいただき、条例の本則 840,000 円に対し、附則で 10%をカットし、756,000 円、副町長、教育長につきましても、附則で 3%カットし、副町長は、679,000 円、教育長は、649,900 円となっております。なお、表中の％は、前回の改定額に対する比較をしている率でございますので、私が口頭で申し上げます率とは異なりますので、ご了承ください。

その後、平成 20 年 10 月 1 日、平成 22 年 4 月 1 日は、据え置きという形になっています。

そして、平成 26 年 4 月 1 日には、その間の人事院勧告による一般職給与の減額や議員報酬の 3%カットなどを勘案しまして、削減率を 3 %上乘せし、町長が 13%カット、副町長・教育長が 6%カットとなっております。

そして、平成 30 年 4 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日は、町長が 10%カットの 756,000 円、副町長が、3%カットの 679,000 円、教育長が、3%カットの 649,900 円となっております。

続いて、欄外に記載していますが、令和 2 年 6 月から同年 8 月までの間につき

ましては、森田町長 1 期目の就任直後になりますが、新型コロナウイルス感染症拡大による住民生活への影響を踏まえ、自身の報酬をこの 3 か月間 30%カットされ、588,000 円とされました。こちらは報酬審議会にはお諮りしていません。なお、この際、副町長、教育長については、改定はございませんでした。前回の審議会で答申を頂きまして、令和 4 年 4 月 1 日以降、特別職の報酬の額につきましては、町長が 10%カットの 756,000 円、副町長が、3%カットの 679,000 円、教育長が、3%カットの 649,900 円となっていたましたが、減額の期間が、令和 6 年 3 月 28 日までの間となっていたため、結果として、森田町長第 2 期目就任後の令和 6 年 3 月 29 日からは、条例本則に戻っておりまして、同日以降、町長は 840,000 円、副町長は、700,000 円、教育長は、670,000 円となっております。

以上が特別職等報酬の改定経過でございます。

次にめくっていただきまして資料 2 をご覧ください。

資料 2 は、府内 10 町村長等の特別職の給料比較でございます。

直近の状況ということで、令和 6 年 4 月 1 日現在の比較でございます。

各町村それぞれ上下 2 段で報酬の額を示しておりますが、上段は条例本則の額、下段の網かけ部分はカット後の実支給額であります。▲表示していますのは、減額率になっています。

例をとって説明しますと、一番上の島本町は本則どおりの支給となっております。その下の豊能町は本則上 820,000 円ですが、30%カットし、574,000 円となっております。

その他、カットされている団体が、忠岡町、熊取町、岬町、太子町の 5 団体となっております。

河南町は、令和 6 年 3 月 29 日から、本則の 840,000 円に戻っているところであります。

一番下の行は、府内町村の単純平均値となっております。

町長の報酬額を府内町村で比較しますと、順位の欄に丸数字で記載していますが、本町の町長の給料月額、条例本則上及び実支給額ともに、府内町村の中で最も高い金額となっております。

同様に、副町長の報酬月額は、条例本則上の順位が 3 番目で、実際支給額では 2 番目となります。教育長については条例本則の金額及び実支給額ともに最も高い金額となっております。

ただし、資料の右端に記載のとおり、地域手当を支給されている団体が 5 団体でございます。

そのため、資料 3 として、地域手当を含めた月々の支給額で比較をしております。資料 3 をご覧ください。

町長、副町長、教育長ごとに、1枚ものになっていまして、いずれも令和6年4月1日時点の比較になります。

まず、町長でございますが、左側の表が条例本則ベースと表記していますが、条例本則上の金額で地域手当を加味して比較した表になります。次に右側の表、削減ベースと表記していますが、削減措置後の実支給額で、地域手当を加味して比較した表になります。

まず、町長でございますが、河南町は一番下の行になりますが、地域手当を加味した支給合計で比較しますと、左側の表、条例本則上の支給額順位は4番目で、右側の表、実支給額では2番目となります。その下に、仮に前回並に10%カットした場合は、756,000円で3番目の水準となります。

めくっていただきまして、同様に、副町長ですが、条例本則上では4番目、右側の表、実際支給額では2番目になります。同じくその下、前回並に3%カットした場合は、679,000円で3番目になります。

さらに、めくっていただきまして、教育長ですが、条例本則上では3番目、実際支給額では2番目となります。前回並に3%カットした場合も、順位は同じく2番目になります。

先ほどの報酬月額のみと比較の資料2と比べますと、地域手当を加味した場合は順位が下がりますが、それでも真ん中よりは上位といった位置になっております。

以上が、特別職の給料の額等に関する現状ということになります。

続きまして、資料4ですが、こちらは、任期中に支給されます給料、地域手当、期末手当、退職手当の総額を比較したものであります。

資料4をご覧ください。

こちらの資料も本則ベースでの比較を資料4-1として、減額後の実支給額ベースでの比較表を資料4-2として分けて作成しております。それぞれ町長、副町長、教育長の3枚ものになっています。

まず、資料4-1をご覧くださいまして、本則ベースでの比較ですが、表の左側の①給料月額、③地域手当の支給額、⑨期末手当の支給額、⑭退職手当の額から、右の方にあります、⑮任期中の総支給額を算出し、それを町長にあっては任期4年で割って、その右側の⑯年収ベースの額を算出しています。

本則ベースの年収比較では、忠岡町の1,940万8,977円が最も高く、田尻町の1,347万320円が最も低くなっております。

河南町は1,790万6,700円で5番目の水準となっております。

欄外ですが、府内町村単純平均値は1,720万5,913円となっております。

次に資料4-2、減額後の実支給額ベースですが、表の作りは、先ほどの本則ベースと同じですが、一番左の①給料月額が減額後の額となっております。

その減額後の月額合計を算定の基礎とし、本則ベースと同様に③地域手当、⑨期末手当支給額及び⑭退職手当支給額を算出しております。

なお、一番右端の備考欄に記載しておりますが、忠岡町、熊取町、太子町は現町長任期中においては退職手当の支給はありません。また、千早赤阪村は現村長任期中において、退職手当の支給を 50%減額されております。

それらを基に年収ベースで比較しますと、⑯の欄ですが、島本町が 1,827 万 1,840 円で最も高く、熊取町が 1,088 万 3,656 円で最も低くなっております。

河南町は 1,790 万 6,700 円で 2 番目の水準となっております。

その下、府内町村平均値は、1,433 万 9,820 円で、その下は、仮に町長の給料について、前回並に 10%カットした場合の年収ベースの額で、1,611 万 6,030 円で、府内町村中、3 番目水準となります。

副町長及び教育長についてもそれぞれ同様の見方となっております。

引き続きまして、近年の報酬等審議会の答申の状況についてご説明させていただきます。

まず、資料 5 でございます。

平成 26 年度の審議会におきましては、特別職の給料の額等につきまして審議いただきました。一般職の職員給与の減額の傾向や町議会議員が 3 %削減することも考慮して、それぞれ従来の削減率に 3 %を上乗せして、町長は 13 %削減、副町長・教育長は 6 %削減との答申をいただいております。平成 30 年 3 月 31 日までの措置でございました。

次に、資料 6 でございます。

平成 30 年度の審議会におきましては、特別職の給料の額等につきまして審議いただきました。退職手当も含めた総額ベースで府内市町村と比較しますと、当時、退職手当の額が相当低い水準にありましたので、町村平均値を下回る状況ではありましたが、月々の給料の額は高い水準にあることや、本町の人口の動向や財政状況、住民感情なども総合的に考慮して判断されました結果、町長は 10 %削減、副町長・教育長は 3 %削減との答申をいただいております。期間は、令和 4 年 3 月 31 日までの措置でございました。

次に、資料 7 でございます。

令和 3 年度の審議会におきましても、前回の減額措置期間の満了を迎えるにあたり、改めて特別職の給料の額等について審議いただきました。これまでの改定経過や府内町村長等の給料との比較、本町の財政状況や一般職の給与の状況、新型コロナウイルス禍における社会的状況等を総合的に考慮して判断されました結果、引き続き、町長は 10 %削減、副町長・教育長 3 %削減との答申をいただき、この答申に基づき、条例改正を行ったわけですが、この期間が令和 6 年 3 月 28 日をもって満了いたしましたので、以後の給料のあり方について、皆様にご審議いた

だくものでございます。

審議経過及び内容の詳細は、それぞれ記載のとおりです。

資料の説明は、以上でございます。

次に別冊の参考資料であります。

資料の 1 ページは人事院による給与勧告の状況であります。

ボーナスを含めました、行政職員の平均年間給与は、表の一番右端の欄になりますが、平成 26 年度以降、増額改定が続き、令和 2 年度に、マイナス 0.3%、令和 3 年度に、マイナス 0.9%と減額改定続きましたが、令和 4 年度は、0.8%、令和 5 年度は、1.6%と、ここ 2 年は、増額改定となっています。表の左端になりますが、令和 2 年度、令和 3 年度と、給料月額の変動はありませんでしたが、令和 4 年度、令和 5 年度は、増額改定になっており、特別給（ボーナス）の支給月数も、ここ 2 年間は、それぞれ 0.10 月分増額されている状況でございます。

資料の 2 ページ以降は、今回、資料で比較させていただきました府内町村の概要などです。

10 ページをお開きください。河南町の概要が掲載されております。

左側の中程、人口ですが、国勢調査の結果によるものですが、人口については減少傾向が続いています。15 歳未満、それから、15 歳から 64 歳までの人口割合が減少し、65 歳以上の割合が増加し、高齢化が進んでいる状況にあります。

その少し下で、行政職員の職員数は、137 人で、その横の、本町の職員の給与と国の職員の給与とを比較したラスパイレズ指数は、100.9%となっています。

右側の一番上の財政の欄をご覧ください。

(1) 決算収支（普通会計）ですが、

一番右上の財政力指数の令和 4 年度の値が、0.415 となっております。この数値が低い程、財政力が弱いとされ、国からの交付税への依存度が高くなります。その横の経常収支比率は、86.5%となっております。この数値が高いほど、自由に使える費用が少ないと言えます。

(2) の主な歳入・歳出ですが、

令和 4 年度の決算の状況では、歳入では、町税が、15 億 1,400 万円で、歳入全体に占める割合が 22.3%、その下の依存財源と言われる国から交付されます地方交付税が 24 億 2,400 万円で、構成比は、35.7%となっております。

地方債は、投資的経費の縮小等に伴い 1 億 2,300 万円となっています。

歳出は、扶助費が、新型コロナの関連の給付費の増等でここ数年、増加傾向にあります。

中程の右側（4）には、積立金及び地方債の残高状況が掲載されております。

積立金はいわゆる貯金で、令和 4 年度末時点で 29 億 8,100 万円。地方債は、いわゆる借金で、同じく 57 億 100 万円となっています。

(5) 健全化判断比率は、財政の健全化を判断する指標ですが、実質公債費比率は 6.6、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担を上回ったため、無し、横棒となっており、いずれも国の基準はクリアしています。

(6) 連結実質赤字比率の状況ですが、連決実質収支は黒字で資金不足はありません。

その右(7)は将来負担比率の状況で、将来の負担額が小計欄の 85 億 5,400 万円に対し、充当可能財源が 89 億 2,100 万円となっております。

以上で本町の概要の説明とさせていただきます。

次に 12 ページは今説明しました指標等について、大阪府内町村の合計及び平均であります。

13 ページの右側に、大阪府内市町村の財政力指数があります。河南町は表の下から 2 段目にあります。表の右から 2 列目に令和 5 年度の 3 か年平均値が並んでいますが、河南町は、千早赤阪村、能勢町、豊能町に次いで府内で 4 番目に低い値となっております。

14 ページは、健全化判断比率や資金不足比率であります。

15 ページの右側は、職員のラスパイレス指数で、16 ページの左側は職員数、右側が特別職の給料(報酬)となっております。そして 17 ページが議員の報酬などであります。

18 ページは令和 4 年度の決算に関する資料です

以上で参考資料を含む、資料の説明を終わります。

会長 今、事務局の方から説明がありましたが、ちょっとわかりにくいところもあると思いますけども、今全部理解するのは難しいと思います。
ただ財政状況なり、そして大阪府町村の比較等、今お聞きしたわけですけども、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

委員 いろいろ説明していただいて、ちょっと気になったのが、今現在の前回の特別報酬審議会の答申結果というのが、3 月 28 日で切れてますよね。
その後、資料 3 で、府内町村特別職報酬状況で見ると、河南町が減額なしで、4 月だけが丸々、支払われているんですね、84 万円ですか。

事務局 そうです。選挙が 3 月 24 日にございまして、3 月 28 日までは減額がかかっておりまして、以降の報酬は本則どおり 84 万円です、現状は。

委員 資料 1 の 30%カットで 58 万 8,000 円というのは、これは令和 2 年のときだけ

ですか。

事務局　そうです。令和2年の6月から8月までです。

委員　今現在これで支払われているのかなと、勘違いしたもので確認のため。
今は本則で支払われてることなんですね。

事務局　はい。

委員　それと副町長の審議も入っていますが、副町長は今現在おられないので、今度来られた時のためにここで決めておくということなんですね。

会長　もう1回、84万円で4月に支払ったということですが、仮に前回と同じ減額となったら、下がるということですね。

事務局　そうなります。

会長　では、5月の給料から10%カットとなったら、4月と5月で、10万円ほど下がることになるわけですね。
審議する時期によって、1か月ずれていきますね。

委員　今回の審議の結論が出る時期は未定ですが、前の審議結果が3月28日で切れてると。
町長がまた再選されたわけですが、今回の審議結果が4月にまで遡ることはできますか。遡れるのであれば調整ができますが、そういうところまでこの委員会で決めるのでしょうか。

会長　今までの過去も同じことの繰り返しなので、過去の例があります。
だから遡ったという例がなければ、新しい方法を考えなければいけません。

委員　この審議会のとしかは分かりませんが、そんなことがあったような気がします。

事務局　今、遡りのお話が出ましたが、配布させていただいております資料の5番6番が、26年度、30年度の報酬審議会の答申になります。
前もって諮問させていただいているということであれば、一旦本則に戻らずにそのまま減額を継続するというケースは大いに考えられるところではあります

が、やはり町長の任期が4年ということで、その4年の任期に限って10%なり、3%の減額をしようというような流れで来ております。

4年後にまた選挙があるわけでございますけども、新しい町長になる可能性もありますので、町長が当選されてから、諮問するというような流れになっております。

資料の5番、平成26年のときの審議会の答申書で、実施時期についての記載があります。審議会を開いたのが今回と同じように、平成26年の5、6月となっております。また、(2)実施時期については、平成26年7月からとなっております。ただ、この時の13%の減額のうち10%部分については、平成26年4月から適用するとなっております。

行政の考え方として、不利益になることを避けて適用できないので、本来4月の給料から減額されていた金額を後の期末手当で調整するという扱いになってございます。

また、同じように資料6番、平成30年度の答申になりますが、こちらも審議会を開いているのが、平成30年の7月とか8月でございます。

(2)改定の実施時期でございますけども、平成30年4月から適用し期末手当で調整となっております。

委員 では、基本的にはやはり、避けているんですね。
この審議会において、いつからという時期も決めないといけませんね。

事務局 そうです。

会長 10%下げるってということが前提になったようなお話ですけどね。
今日、皆様には、資料を見ていただいて、近隣町村の給料も見てもらって、考えてもらって、ここで今すぐに結論出すっていうのは難しいと思いますので、どれが妥当なのか、個々でちょっと考えていただきたいと思います。
世間一般には、やっぱり給料を上げていく、税金から取るっていうのは、国の方針のようですけども、河南町には河南町の事情がありますので、財政のこともあるので、結論を出すのはまた次の機会ですよろしいですか。
次回、お一人お一人に、どのような形がよろしいかってお聞きしながら、再度議論をさせてもらって、前の元に戻るのかどうかということも、そこで議論をしたいと思うんですけど。

委員 今、会長がおっしゃったように、世間は報酬アップ、一般会社もみんなそういう傾向なんですよ。
また、人事院勧告もあったように、職員の給料もちょっと上がっていますけれど、

やはりこの物価高の中で、それに対応していかなければならないというのが、世間一般なのですが、周りの町村の情報資料もいただいているので、それも加味したうえで、審議会で検討したらいいかなと思います。

会長 そうですね。やはり河南町は、今後もバスにかなりの経費、1年間に1億2,000万ほどの出費があるわけですし、世間一般に上がっていても、河南町の特別職としてそれだけの責任のあることですし、町民の皆さんに納得してもらえるようなところで決着をつけたいと思いますので、また次の機会に、ご意見を出していただきたい。

我々審議会は、減らしていくのが本務ではありませんし、いろんな事情を考慮しなければならないと思います。

(次回の日程調整)

事務局 資料については、一旦お持ち帰りいただいて、ご確認いただき、また次回の会議のときにまた持ってきてください。

次回は5月17日午後2時からとさせていただきます。

会長 では皆さん、ありがとうございました。